

鹿児島純心大学教員養成センター規程

(設置・名称)

第1条 鹿児島純心大学に、鹿児島純心大学学則第4条に基づき、鹿児島純心大学教員養成センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、実践的指導力を有する教員を養成するため、全学の教職課程を担当し、全学に係る教職課程カリキュラムを一元的に企画・運営することにより、教員養成の充実を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 センターは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 教員養成カリキュラムの内容・方法の改善に関わる全学的な企画及び推進
- (2) 教育実習・介護等体験等の企画及び実施
- (3) 教職課程認定に関する申請業務等
- (4) 教員免許状及び教員に係る資格の取得に関する業務
- (5) 教員志望学生に対するキャリア支援施策の企画及び実施
- (6) 地域の教育機関等との交流及び連携に関する事項の企画及び推進
- (7) 免許状更新講習及び免許法認定講習の企画及び実施
- (8) 教員及び教員志望の卒業生に対する講習会等の企画及び実施
- (9) 前項の各活動に関する調査・研究及び研究成果の発表
- (10) その他、前条に定める目的を達成するために必要な事項

2 前項に掲げる各活動について必要な事項は別に定める。

(構成)

第4条 センターは所員及び第10条に定める所員会が必要と認めた者をもって構成する。

(任務)

第5条 所員は第3条に定めた活動に従事し、センターの運営に当たる。

(所員の任命)

第6条 所員は鹿児島純心大学の専任教職員の中から学長が委嘱する。

(任期)

第7条 所員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 所員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所長)

第8条 センターに所長を置く。

- 2 所長はセンターの活動を統括し、センターを代表する。
- 3 所長は学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 4 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(副所長)

第9条 センターに副所長を置くことができる。

- 2 副所長は所長を補佐し、所長が不在のときは所長の職務を行う。
- 3 副所長は所長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(所員会)

第10条 センターに所員会を置く。

- 2 所員会は所員をもって組織する。
- 3 所長は所員会を招集し、議長となる。
- 4 所員会は必要に応じて随時開催する。ただし、所員の過半数の要求があった場合は、所長は所員会を招集しなければならない。
- 5 所員会は、センターの次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 活動に関する事項
 - (2) 予算に関する事項
 - (3) その他、管理運営及び自己点検評価に関する事項
- 6 所員会は、所員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。
- 7 所員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 8 議長は必要に応じて所員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第11条 センターの運営を円滑に行うため、所員会の下に作業部会を置くことができる。

(事務)

第12条 センターの事務は所員及び事務局において処理する。

(改正)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成27年10月22日から施行する。
- 3 この規程は令和5年4月1日から施行する。